

令和6年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	経済実態を考慮した国際租税に係る所要の措置											
税目	法人税											
要望の内容	<p>金融機関の取引実態や市況の変動に柔軟に対応することを可能にする観点等を踏まえて、過大支払利子税制について所要の措置を講じること。</p> <table border="1" data-bbox="890 831 1495 1003"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（—	百万円）										
（改正増減収額）	（—	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 経済実態を考慮した制度・環境整備を行うことにより、国内金融機関の経営の健全性向上を図り、より強固な金融システムを構築すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 過大支払利子税制の目的は所得金額に比して過大な利子の支払いによる租税回避（例：海外からの借入れを原資に低税率国籍の法人への投資を行い、その配当で利益を上げる一方、借入利息の支払いが損金算入されることを利用し我が国における納税を減らすこと）を防止することである。</p> <p>一方で、市場から外貨を調達（円をドル等に交換）して国際投資を行う金融機関においては、昨今の欧米の金利上昇により海外に対する利息の支払いが増加し、租税回避を行う意図がないにもかかわらず多大な税負担が発生する構図となっているため、現下の経済実態を考慮した所要の措置を講じる必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	経済実態を考慮した制度・環境整備を行うことにより、国内金融機関の経営の健全性向上を図り、より強固な金融システムを構築すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	経済実態を考慮した制度・環境整備を行うことにより、国内金融機関の経営の健全性向上を図り、より強固な金融システムの構築に資することが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	経済実態を考慮した制度・環境整備を行うことにより、国内金融機関の経営の健全性向上を図り、より強固な金融システムの構築に資することから、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。	